

令和6年度 監査等計画

第1 実施方針

監査等の実施にあたっては、宇治市監査基準に基づき、市の業務の適正化や改善を支援する役割から、合規性・正確性はもとより、「事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているか」、「所期の目的を効果的に達成しているか」という、3E(経済性、効率性及び有効性)の観点にも着眼して検証を行う。

また、監査対象に係るリスクを識別し、リスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するとともに、監査委員監査における指摘や指導により、また、監査結果に対する処理状況の確認によるフォローアップにも努め、監査の実効性を確保する。

第2 監査等実施計画

1 監査

(1) 財務監査(定期監査)

ア 監査の対象

危機管理室、市長公室(秘書広報課、人事課、職員厚生課)、産業観光部(観光振興課、産業振興課)、人権環境部(人権啓発課、男女共同参画課)、福祉こども部(こども福祉課、保育支援課、保健推進課)、健康長寿部(長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課)、建設部(維持課、治水対策課、施設建築課、住宅課)、上下水道部(治水対策課)、教育委員会(菟道小学校、菟道第二小学校、北宇治中学校)、消防本部(全課及び各署)

イ 監査の着眼点

監査の対象事務については、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務等が関係法令にのっとり行われているかどうか、新規事業又は監査対象課等に特有な事務事業に関しては、有効性、効率性、経済性等が図られているかどうかに着眼して実施する。

なお、学校等を対象とした監査については、別に定める。

ウ 監査の主な実施手続

監査は、監査対象課等から必要な資料の提出を求めるとともに、監査対象課等のリスク並びに過去の監査結果及びその措置状況等を評価し、事務局職員による予備

調査及び監査委員監査により実施する。なお、適宜監査委員による現地調査を行うとともに、監査対象課等の固有リスク等の評価によっては監査委員監査を実施しない場合がある。

(2) 財務監査（随時監査）

ア 監査の対象

令和4年度の定期監査において指摘事項のあった総務・市民協働部（管財課）、建設部（建設総務課）、教育委員会（教育総務課、博物館管理課、中央図書館）

イ 監査の着眼点

地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知された措置の内容が講じられ、指摘事項の改善が図られているかを検証する。

ウ 監査の主な実施手続

監査は、監査対象課等から必要な資料の提出を求めるとともに、事務局職員による予備調査及び監査委員監査により実施する。なお、予備調査の結果、改善されていることが認められた場合は、監査委員監査を実施しない場合がある。

(3) 財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

ア 監査の対象

定期監査対象課等が所管する施設の指定管理者から抽出して、実施する。

イ 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施する。

ウ 監査の主な実施手続

監査は、監査対象団体から必要な資料の提出を求めるとともに、事務局職員による予備調査及び監査委員監査により実施する。なお、適宜監査委員による現地調査を行う。

(4) その他の監査

その他の監査は、監査委員がその必要を認めるときに実施する。

2 検査

(1) 例月現金出納検査

ア 検査の対象

会計室及び公営企業上下水道部（水道総務課及び下水道計画課）

イ 検査の着眼点

各月の出納事務が正確に行われているかを主眼とする。

ウ 検査の主な実施手続

検査は、一般会計及び特別会計については支出伝票及び証拠書類等の約半数を抽出し、公営企業会計については全件を事務局職員が事前検査を行うとともに、検査対象課等から提出のあった資料等の計数を確認した上で、監査委員による出納検査を実施する。

3 審査

(1) 決算審査

ア 審査の対象

令和5年度 宇治市一般会計歳入歳出決算

令和5年度 宇治市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度 宇治市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度 宇治市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度 宇治市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度 宇治市各会計歳入歳出決算事項別明細書

令和5年度 宇治市各会計実質収支に関する調書

令和5年度 宇治市財産に関する調書

令和5年度 宇治市水道事業会計決算及び証書類、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、その他決算附属書類

令和5年度 宇治市公共下水道事業会計決算及び証書類、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、その他決算附属書類

イ 審査の着眼点

各会計決算及びその他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、また事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかに着眼して実施する。

ウ 審査の主な実施手続

審査は、各会計決算及びその他関係諸表等の計数確認と検算を実施し、必要に応じて関係諸帳簿及び証書類の照査を行い、更に関係職員からの説明聴取を行うほか、定期監査及び例月現金出納検査の結果も参考にして審査を行う。

(2) 基金の運用状況審査

ア 審査の対象

令和5年度 宇治市用品調達基金

イ 審査の着眼点

基金運用状況表の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的であるかに着眼して実施する。

ウ 審査の主な実施手続

審査は、基金運用状況表の計数確認と検算を実施し、必要に応じて関係諸帳簿及び証書類の照査を行い、更に関係職員からの説明聴取を行うなどして審査を行う。

(3) 健全化判断比率審査

ア 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかに着眼して実施する。

ウ 審査の主な実施手続

審査は、関係諸帳簿及び証書類の照査を行い、更に関係職員からの説明聴取を行うなどして審査を行う。

(4) 資金不足比率審査

ア 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかに着眼して実施する。

ウ 審査の主な実施手続

審査は、関係諸帳簿及び証書類の照査を行い、更に関係職員からの説明聴取を行うなどして審査を行う。

第3 年間監査等計画

監査委員 協議会	例月現金 出納検査	財務監査及び財政 援助団体等監査	決算審査及び その他の審査	その他の 監査
4月25日(木)	令和6年2月分	次 頁 の 日 程 の と お り 実 施		必 要 に 応 じ て 実 施
5月23日(木)	3月分			
6月19日(水)	4月分			
7月26日(金)	5月分		水道事業会計 公共下水道事業会計 一般会計・特別会計 基金運用状況 健全化判断比率 資金不足比率	
8月27日(火)	6月分			
9月24日(火)	7月分			
10月22日(火)	8月分			
11月26日(火)	9月分			
12月20日(金)	10月分			
令和7年 1月24日(金)	11月分			
2月21日(金)	12月分			
3月26日(水)	令和7年1月分			

財務監査及び財政援助団体等監査の日程は、次のとおりである。

監査	予備調査 期間	監査委員 監査	監査対象課等
第1回 定期監査	5月1日 ～31日	6月19日 (水)	消防総務課、予防課、警防救急課、 指揮指令課、中・西・東消防署
第2回 定期監査	6月3日 ～28日	7月26日 (金)	秘書広報課、人事課、職員厚生課
随時監査	9月2日 ～30日	10月22日 (火)	令和4年度の定期監査で指摘のあった課 等
第3回 定期監査	10月1日 ～31日	11月26日 (火)	こども福祉課、保育支援課、保健推進課
第4回 定期監査	11月1日 ～29日	12月20日 (金)	人権啓発課、男女共同参画課
第5回 定期監査	12月2日 ～27日	令和7年 1月24日 (金)	維持課、施設建築課、住宅課、 治水対策課(※1)
第6回 定期監査	令和7年 1月6日 ～31日	2月21日 (金)	危機管理室、 観光振興課、産業振興課
財政援助団体 等監査			産業振興課が所管する施設の指定管理者
第7回 定期監査	2月3日 ～28日	3月26日 (水)	長寿生きがい課、健康づくり推進課、 介護保険課
財政援助団体 等監査			長寿生きがい課が所管する施設の指定管 理者

※1 治水対策課は、公営企業上下水道部の事務を含む。

※ 学校実地監査については、別途日程を調整して行う。